

鹿屋市消防団機能別団員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、火災等の現場で不足する消防力を補完し、市民の生命、身体及び財産の保護並びに被害の軽減に寄与するため、鹿屋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第180号。以下「条例」という。）

第2条第3項に規定する機能別団員の任用等、階級、職務その他必要な事項について定めるものとする。

(任用等)

第2条 機能別団員は、分団長の推薦に基づき消防団長が、条例第2条第4項第2号に規定する定数の範囲内で次の資格を有する者のうちから市長の承認を得て任用する。

- (1) 市内に居住し、又は勤務する者
- (2) 消防団員又は消防職員として5年以上の経験を有し、退団又は退職した者
- (3) 年齢18歳以上75歳未満の者（75歳に達する日前に任用されていた者で75歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。）
- (4) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

2 機能別団員の所属は、各分団とする。

(階級)

第3条 機能別団員の階級は、団員とする。

(職務)

第4条 機能別団員の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 所属する分団の所管区域内で発生した火災における初期消火及び災害、行方不明捜索時の後方支援
- (2) その他消防団長が特に必要と認める活動

2 機能別団員は、消防団が行う行事、訓練等には参加しないものとする。ただし、分団長が必要と認める場合は、訓練に参加することができるものとする。

(被服の貸与)

第5条 機能別団員には、消防活動に従事するために必要な被服その他の物品を貸与する。

(処遇)

第6条 機能別団員の表彰については、国、県その他関係機関への具申は行わないものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、機能別団員に関し必要な事項は、消防団長が市長と協議して定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。